

## 香川県立保健医療大学における教員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、香川県立保健医療大学における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究組織及び職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の対象となる職、任期及び再任の可否は、別表第1のとおりとする。

(任用される者の同意)

第3条 任期を定めて任用する際には、法第4条第2項の規定に基づき、任用される者の同意を得なければならない。

(計画の提出)

第4条 任期を定めて任用された教員は、任用後3月以内にその任期中の教育研究活動等に関する計画を定め、学長に提出しなければならない。

(定年)

第5条 この規程により任用される教員が、この規程により定める任期の末日以前に定年による退職の日を迎える場合は、定年により退職することとする。

(任期の延長)

第6条 この規程により任用される教員が、別表第1に定める任期の期間中に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の4に規定する休業又は同法第28条第2項に基づく休職（以下「休職等」という。）をした場合の任期は、別表第1に定める任期の期間に、別表第2左欄に掲げる休職等の期間に応じて、同表右欄に掲げる期間を加えた期間に延長することができる。

(公表)

第7条 この規程を制定又は改廃したときは、法第3条第2項の規定に基づき、遅滞なく公表し、広く周知するものとする。

(再任審査)

第8条 この規程により任用される教員の再任に当たっては、当該教員の任期中の業績を評価し、再任の可否の審査を行うものとする。

2 前項の業績評価は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 社会貢献活動に関する事項
- (4) 運営に関する事項

(再任審査委員会)

第9条 教授会は、前条の審査を行うため、再任審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、教授会において選任された教授及び事務局長とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 委員会の議事は過半数をもって決する。可否同数のときは協議により決する。
- 7 委員会は、審査に際し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 委員会は、書類又は面接による審査を行い、審査の結果を教授会に報告する。
- 9 前各号に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月10日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象となる職	任期	再任の可否
准教授	7年	再任可
講 師	6年	再任可
助 教	5年	再任可
助 手	5年	再任可

別表第2（第6条関係）

休職等の期間	延長できる期間
6月以上 1年未満	6月
1年以上1年6月未満	1年
1年6月以上 2年未満	1年6月
2年以上2年6月未満	2年
2年6月以上	2年6月